

ブライト企業審査項目一覧

令和元年度(2019年度)

基本的な要件	審査項目(網掛は重点審査項目)	重点審査項目のクリア基準	評価点		
			0点	1点	
(1) 従業員とその家族の満足度が高い	従業員に関する項目	①過去3年間(平成28年～30年度)における正社員の平均年間離職率 ※1 離職率=年間離職者数÷4月1日現在の正社員数×100 ※2 離職者とは、正社員のうち、対象期間中に事業所を退職したり、解雇された者をいい、他企業への出向者を含み、同一企業内の他の事業所への転出者は除く。	離職率が業種平均を下回る ※業種平均値は、直近の雇用動向調査の数字を用いる。	業種平均離職率を上回る	業種平均離職率を下回る
		②正社員の平均勤続年数		業種別平均勤続年数を下回る	業種別平均勤続年数を上回る ※業種別平均値は、直近の賃金構造基本統計調査の数字を用いる。
		③高齢従業員・高齢求職者の在職可能年齢		65歳以下	65歳超又は不問
		④従業員の能力開発(キャリアアップ)に伴う処遇改善(資格手当等)の有無 ※「従業員」には、非正規労働者、外国人労働者を含む。		無	有
		⑤女性の活躍に向けた目標設定(女性管理職率○%目標、育児休暇取得○人目標等)の有無又は女性管理職(役員含む)率が30%以上		無	有
		⑥正社員1人当たりの年平均所定外労働時間		業種別平均所定外労働時間を上回る	業種別平均所定外労働時間を下回る ※業種別平均値は、直近の賃金構造基本統計調査の数字を用いる。
		⑦正社員1人当たりの年平均年次有給休暇取得率 ※全正社員の取得日数計÷全正社員の付与日数(繰越日数は除く)		業種別平均年次有給取得率を下回る	業種別平均年次有給取得率を上回る ※業種別平均値は、直近の就労条件総合調査の数字を用いる。
		⑧正社員1人当たりの年平均所定内給与額 ※所定内給与額は、労働契約等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額をいい、所得税、社会保険料などを控除する前の総支給額である。 基本給、職務手当、精進手当、通勤手当、家族手当等が含まれるが、超過労働給与を除く。また、年間賞与等を除く。		業種別平均所定内給与額(熊本)より低い	業種別平均所定内給与額(熊本)より高い ※業種別平均値は、直近の賃金構造基本統計調査の数字を用いる。
		⑨ライフステージに応じた就労(在宅勤務、短時間勤務、託児制度等の多様な働き方)を支援する制度の有無 ※「多様な働き方を支援する制度」の中には、育児・介護休業法に定める範囲内の休暇、短時間勤務制度は含まない。		無	有
		⑩パワーハラスメント防止対策(相談窓口の設置、社内研修会、ストレスチェック制度等)の実施の有無 ※ストレスチェック制度は、従業員数が50人以上の事業場の場合、労働安全衛生法で実施が義務付けられているため対象外 ※男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に定める防止措置義務を除く		無	有
	⑪従業員の職場定着のための支援策(メンター制度、新入社員研修、奨学金、若手社員の意見を経営等に反映させる制度等)を実施の有無		無	有	
	家族に関する項目	⑫直近1年間(H30.6.1～R1.5.31)における育児・介護に係る休暇、短時間勤務制度の利用の有無 ※制度利用対象者がいない場合は「有」扱いとする。		無	有 又は 利用対象者なし
		⑬社宅、社員寮の有無(借上げも含む)		無	有
(2) 地元の雇用を大切にしている	⑭今後(3年以内)の正社員採用予定者の有無	今後(3年以内)に採用予定が1人以上ある	採用予定がない	採用予定が1人以上ある	
	⑮現在の障がい者の雇用状況 ※適用事業所(45.5人以上)の場合、非適用事業所(45.5人未満)の場合のいずれかを記載。		<適用事業所> 雇用率が法定率(2.2%)未満 <非適用事業所> 雇用がない	<適用事業所> 雇用率が法定率(2.2%)以上 <非適用事業所> 雇用が1人以上ある	
(3) 地域社会・地域経済への貢献度が高い	⑯直近3年間(H28.6.1～R1.5.31)における、学生、生徒等のインターンシップや職場体験の受入等の有無	直近3年間に受入実績がある	受入実績なし	受入実績あり	
	⑰直近1年間(H30.6.1～R1.5.31)における社会貢献活動の実施の有無 ※社会貢献活動には、地域におけるボランティア活動や環境保全活動、熊本地震等災害に対する地域支援、祭り・イベントへの協賛等を含む。		無	有	
	⑱商工3団体(商工会・商工会議所・中小企業団体中央会)のいずれかへの加入の有無		無	有	
(4) 安定した経営を行っている	⑲直近2期の決算の営業利益が黒字又は直近の決算の売上が前期より増加 ※平成28年熊本地震以降の決算において、地震が直接の原因となって生じた営業利益の赤字、売上の減少がある場合は、当該決算期の前2期を対象とする。	直近2期の営業利益が黒字となっている 直近の売上が前期よりも増加している	直近2期の営業利益が黒字でない	直近2期の営業利益が黒字でない 直近の売上が前期より増加している	
	⑳操業(創業)して10年以上		非該当	該当	